

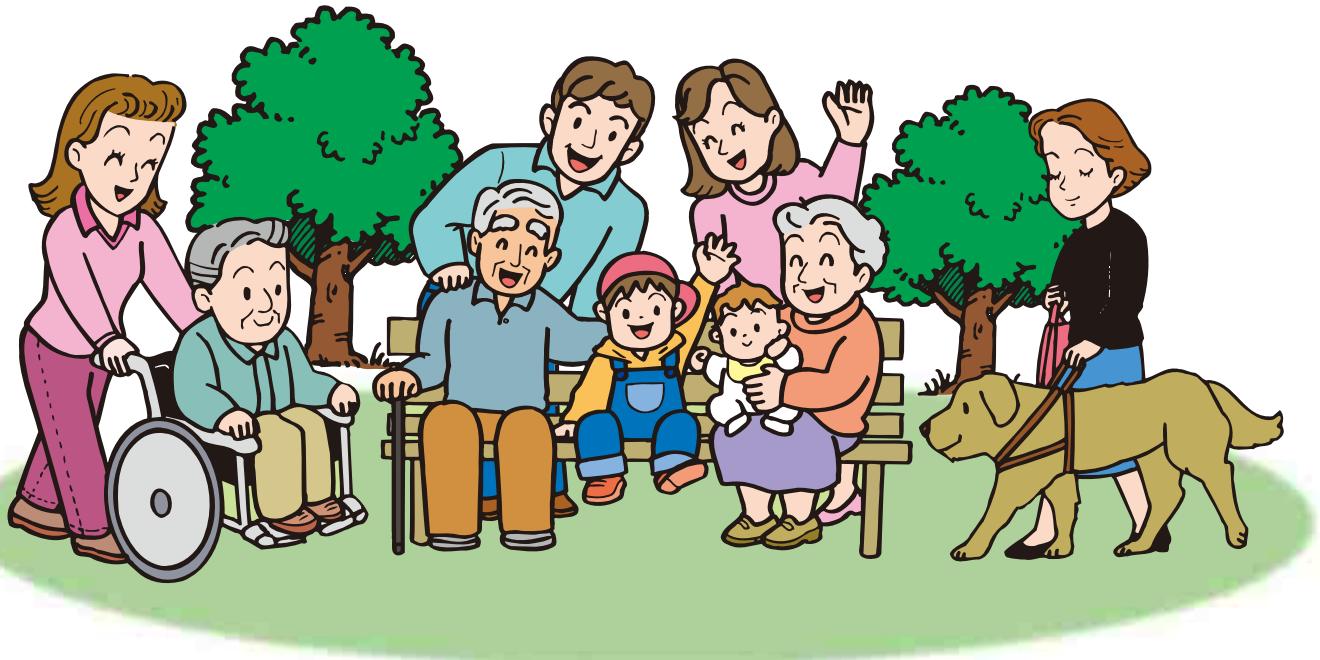
しょう がい

ひと

ひと

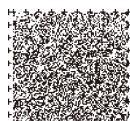
障害のある人もない人も とも い か ご しま じょう れい と共に生きる鹿児島づくり条例

へい せい ねん がつ にち し こう
平成 26年 10月 1日施行



か ご しま けん しょうがい り ゆう さ べつ しょうがい たい り かい ふか
鹿児島県では、障害を理由とする差別をなくし、障害に対する理解を深め
しょうがい ひと ひと とも い か ご しま じょうれい せいてい
るため、「障害のある人もない人も共に生きる鹿児島づくり条例」を制定しま
した。

しょうがい ひと ひと しょうがい う む かか ひとり ひとり じん かく こ
障害のある人もない人も、障害の有無に関わりなく、一人一人の人格と個
せい そんちょう しゃ かい こう せい たいとう いち いん だれ あんしん く
性が尊重され、社会を構成する対等な一員として、誰もが安心して暮らすこ
か ご しま すす けん みん みな さま ご り かい ご きょうりょく ねが
とのできる鹿児島づくりを進めるため、県民の皆様の御理解・御協力をお願
いします。





じょう れい つく もく てき 条例を作った目的は？

障害を理由とする差別をなくし、障害に対する理解を深めることで、
障害のある人が障害のない人と同じように日常生活を過ごし、社会活動
や経済活動、文化活動に参加できる社会づくりを進めることを目的とし
て制定しました。

しょう がい り ゆう さ べつ 障害を理由とする差別とは？

障害を理由とする差別には以下の2つがあります。

1 障害を理由とする不利益な取扱い

障害があるというだけで、障害のない人と異なる取扱いをする

こと。

たと
例えれば…

障害を理由として入店を拒否したり、不当に高い料金を取るなど、障
害を理由として拒否、制限、条件の付加をすることが該当します。

2 合理的配慮の不提供

障害のある人から、障害のある人にとって障壁となっている
ものを取り除いてくれるよう依頼され、そのことが重い負担で
もないのに、障壁を取り除くことについて必要な配慮をしない
こと。

たと
例えれば…

聴覚障害者の方のために筆談に応じたり、視覚障害者の方のために
文字情報を読み上げるといった配慮を提供しないことが該当します。

障害のある人にとっての障壁とは…？

- ・事物 (通行しにくい通路、利用しにくい施設、設備など)
- ・制度 (利用しにくい制度など)
- ・慣行 (障害のある方の存在を意識していない慣習、文化など)
- ・観念 (障害のある方への偏見など)

障害を理由として正当な理由なく行う不利益な取扱いを具体的に定めました。



不利益な取扱いの例としては

福祉サービス

- ・福祉サービスの提供を拒んだり、制限したり、条件を付けること
- ・障害のある人の意思に反して、福祉施設への入所や福祉サービスの利用を強制すること



医療

- ・医療の提供を拒んだり、制限したり、条件を付けること
- ・障害のある人の希望しない長期間の入院その他の医療を受けることを強制すること



商品の販売・サービスの提供

- ・商品販売やサービス提供を拒んだり、制限したり、条件を付けること



労働・雇用

- ・応募又は採用を拒んだり、制限したり、条件を付けること
- ・賃金、労働時間、昇進、教育訓練、福利厚生などの労働条件について不利益な取扱いをすること
- ・解雇すること



教育

- ・障害のある人の年齢及び能力やその特性を踏まえた教育上必要な支援をしないこと
- ・本人・保護者への意見の聴取や必要な説明を行わず、就学先を決定すること



公共的施設

- ・多くの人が利用する建物、施設又は設備の利用を拒んだり、制限したり、条件を付けること



交通機関

- ・旅客施設や車両等の利用を拒んだり、制限したり、条件を付けること



不動産取引

- ・不動産の売却や賃貸、賃借権の譲渡、賃借物との転貸を拒んだり、制限したり、条件を付けること

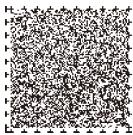


情報の提供など

- ・情報の提供を拒んだり、制限したり、条件を付けること
- ・障害のある人の意思表示を受けることを拒んだり、制限したり、条件を付けること



条例に関する Q&A



しょうがい

ひと

ひと

「障害のある人」とはどのような人ですか？

身体障害、知的障害、精神障害、発達障害に限らず、難病や慢性疾患などによる障害といった「心身の機能の障害」と「社会的障壁」により、継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にある人を「障害のある人」としています。

ふりえきとりあつか

ばあい

「不利益な取扱い」をしたら、どんな場合でも「差別」になるのですか？

すべてが「差別」に当たるとは言えません。

例えば、施設や公共交通機関などを利用する際に、その構造上やむを得ないと認められる場合、障害のある人の生命や身体の保護のため、やむを得ないと認められる場合など、合理的な理由がある場合は該当しません。

また、「合理的配慮」については、障害のある人から求めがあっても、過度な負担となる場合は該当しません。

しょうがい

りゆう

さべつ

ばあい

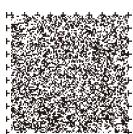
ばっそく

障害を理由に差別をした場合、罰則はありますか？

ありません。

障害のある人に対する差別をなくしていくためには、障害のある人もない人も共に地域社会で生きるという意識を育み、お互いに理解を深めていく必要があります。

県では、話し合いを通じて円満な解決を図ってもらえるよう、相談によるサポート体制を整備します。



障害を理由とする差別を受けたら？

県の相談員、お住まいの市町村、または各種相談窓口にご相談ください。助言や話し合いで問題解決を図ります。

県民

相談

相談窓口

助言や話し合い

解決

障害者くらし安心相談窓口（平成 26 年 10 月 1 日からスタート）

相談窓口	電話番号 FAX 番号	受付時間
県庁障害福祉課 (障害者権利擁護センター)	☎099-286-5110 ✉099-286-5558	月～金 9:00～16:00
大隅地域振興局地域保健福祉課	☎0994-52-2108 ✉0994-52-2110	月～金 9:00～16:00
大島支庁地域保健福祉課	☎0997-57-7222 ✉0997-57-7251	月～金 9:00～16:00

上に記載のある相談窓口では、障害者くらし安心相談員が相談をお受けします。

また、お住まいの市町村、地域振興局・支庁、鹿児島地方法務局・支局、全国共通人権相談ダイヤル、鹿児島労働局、障害者 110 番など各種相談窓口もご利用いただけます。

相談による解決が困難な場合

障害のある
人やその保
護者など

申立て
あっせん

県障害者
差別解消
支援協議会

あっせん不調

勧告

公表

【条例に関するお問合せ先】

鹿児島県保健福祉部障害福祉課

TEL: 099-286-2749

FAX: 099-286-5558

E-mail:s-jiritsu@pref.kagoshima.lg.jp



R100
古紙配給率100%再生紙を使用